

射水市告示第 号

射水市中小企業等D X推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

射水市長 夏 野 元 志

射水市中小企業等D X推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、射水市補助金等交付規則（平成17年射水市規則第28号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、射水市中小企業等D X推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において「中小企業等D X推進事業」とは、市内に本店（実質的に事業活動が行われている場合に限る。）又は主たる事業所を有する中小企業者等（中小企業者、企業組合、商工会議所及び商工会をいう。以下同じ。）がD Xを推進する事業をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、中小企業等D X推進事業に要する経費のうち市長が必要と認める経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 人件費
- (2) 交際費
- (3) 食糧費

(4) 補助金及び交付金

(5) 消費税及び地方消費税

2 前項の規定にかかわらず、中小企業者等が国、地方公共団体その他の団体から補助金等を受ける場合は、前項の市長が必要と認める経費から当該補助金等の額を差し引いた額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、5万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする中小企業者等は、規則第4条第1項の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) 交付申請額算出内訳書（様式第2号）

(3) 完納証明書又はこれに準ずる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了した日から30日を経過する日又は規則第5条第3項の規定による通知を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第12条の補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書（様式第3号）

(2) 対象経費内訳書（様式第4号）

(3) 補助対象経費の支出を証する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。